

山武市地域防災計画

大規模事故編

目 次

第1章 大規模事故体制	1
第1 防災体制の確立	3
第2 情報収集・報告	3
第3 災害救助法の適用	4
第2章 大規模事故対策計画	5
第1節 大規模火災対策	7
第1 基本方針	7
第2 予防計画	7
第3 応急対策計画	8
第2節 林野火災対策	10
第1 基本方針	10
第2 予防計画	10
第3 応急対策計画	11
第3節 危険物等災害対策	13
第1 基本方針	13
第2 予防計画	13
第3 応急対策計画	14
第4節 油等海上流出災害対策	16
第1 基本方針	16
第2 予防計画	18
第3 応急対策計画	19
第5節 海上事故災害対策	21
第1 基本方針	21
第2 予防計画	21
第3 応急対策計画	22
第6節 航空機事故災害対策	24
第1 基本方針	24
第2 予防計画	24
第3 応急対策計画	24
第7節 鉄道事故災害対策	27
第1 基本方針	27
第2 予防計画	27
第3 応急対策計画	27
第8節 道路事故災害対策	30
第1 基本方針	30
第2 予防計画	30
第3 応急対策計画	30
第9節 放射性物質事故対策	32
第1 基本方針	32
第2 予防計画	33
第3 応急対策計画	34
第4 復旧対策計画	37

第10節 大規模停電対策	39
第1 基本方針	39
第2 予防計画	39
第3 応急対策計画	39

第 1 章 大規模事故体制

項 目	市担当	関係機関
第1 防災体制の確立	消防防災課	—
第2 情報収集・報告	消防防災課	消防本部
第3 災害救助法の適用	消防防災課	—

第1 防災体制の確立

1 防災体制

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

大規模事故への対策は、原則として、第1に事故の原因者、第2に消防機関及び警察が対応にあたる。

事故災害により甚大な被害が発生する場合、あるいは住民等へ影響が及ぶおそれがある場合は、市の機能をもって対応する。

〈大規模事故の配備体制〉

配備体制		配備基準	配備人員
	注意配備 第1配備	本編に定める大規模事故が発生又は発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき。	消防防災課
災害警戒 本部設置	警戒配備 (第2配備)	本編に定める大規模事故が発生又は発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき。	災害警戒本部員 消防防災課、 指定配備職員【大規模事故】
災害対策 本部設置	非常配備 (第3配備 又は第4配備)	本編に定める大規模事故により重大な災害又は被害が発生し、市長が必要と認めたとき。	災害対策本部員 消防防災課 (各課第3配備職員 又は各課第4配備職員)

2 現地調整所の設置

本部長は、災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地に近い公共施設等に現地調整所を設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図る。本部長は連絡員を指名し、現地調整所に派遣する。

第2 情報収集・報告

消防防災課及び消防本部は、災害の発生状況、人的被害状況等を収集し、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

県に報告できない場合、又は次の基準に該当する災害又は事故が発生した場合には、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁へも報告する（覚知後30分以内）。

〈消防庁への直接即報基準〉

- | |
|---|
| (1) 消防庁即報基準に該当する火災・災害のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合
(2) 通信の途絶等により知事に報告することができない場合
(3) 119番通報の殺到状況時にその状況を報告 |
|---|

〈火災・災害等即報要領の直接即報基準〉

火災等即報	交通機関の火災	(1) 航空機火災 (2) タンカー火災 (3) 社会的影響度が高い船舶火災 (4) トンネル内車両火災 (5) 列車火災
	危険物等に係る事故	(1) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの (2) 負傷者が5名以上発生したもの (3) 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で当該工場等の施設内又は周辺の500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの (4) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ア 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの イ 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 (5) 市街地又は高速道路上におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの (6) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
	原子力災害	(1) 原子力施設における爆発、火災の発生、放射性物質・放射線の漏えい (2) 放射性物質輸送車両の火災（そのおそれがあるものを含む。） (3) 核燃料物質等運搬中の火災、事故（その通報があった場合） (4) 基準以上の放射線の検出（その通報があった場合） (5) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災で、放射性同位元素・放射線の漏えい
	その他の事故	可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって社会的影響の高いもの
	救急・救助事故即報	死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 (2) バスの転落等による救急・救助事故 (3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 (4) 不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 (5) その他報道機関に取り上げられるような社会的影響度が高いもの

第3 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、地震・津波災害編に定めるところによる。

大規模事故時の災害救助法の適用は、住家に被害が生じた場合（災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号）のほか、多数の者が継続して避難を要するときや救出に特殊な技術を要するときなど多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合（同第4号）に適用する。

第2章 大規模事故対策計画

第1節 大規模火災対策

項 目	市担当	関係機関
第1 基本方針	—	—
第2 予防計画	都市整備課、消防防災課	県、消防本部
第3 応急対策計画	本部班、情報班、渉外班	消防本部、消防団、警察署

第1 基本方針

大規模火災による多数の死傷者等の発生を防止するため、防災空間の整備の予防対策及び発災時の救助・救急活動や避難誘導等の応急対策について定める。

第2 予防計画

1 建築物不燃化の促進

都市整備課及び県は、火災の延焼拡大を未然に防ぐため、法令に基づき次の対策を行う。

(1) 建築物の防火規制

市街地における延焼防止を次により促進する。

ア 建築物が密集し、火災により多くの被害を生ずるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は準耐火建築物の建築を促進する。

イ 防火・準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法第22条による屋根不燃区域の指定に基づき、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。

(2) 都市防災不燃化促進事業

大規模火災から住民の生命・財産を守るため、避難場所周辺等の一定範囲の不燃化を促進する。

2 防災空間の整備・拡大

都市整備課及び県は、延焼を防止する防災空間の整備・拡大を図るために、次の対策を行う。

(1) 都市緑地保全法による緑地保全地区の指定などを行い、良好な緑地を保全し、生活環境を整備するとともに、市街地における火災の防止に役立てる。

(2) 都市公園は、災害時における避難場所や延焼防止のためのオープンスペースとして防災上も有効であることから、防災都市づくりの一環として、火災に強い植栽を行うなど、防災効果の高い公園整備を進めていく。

(3) 広幅員の街路は、交通機能のみならず大規模火災時には、延焼防止機能も有している。街路樹の植栽を含め、計画的に幹線道路の整備を図る。

3 市街地の整備

都市整備課及び県は、都市基盤施設の整備とあわせて土地区画整理事業・市街地再開発事業等においては、より防災上安全性の高い市街地形成の推進を図る。

4 火災予防検査

消防本部は、春季及び秋季の火災予防運動期間中を重点的に、消防法第4条の規定により防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

5 住宅の防火対策

消防本部は、住宅火災の予防と被害の低減を図るため、火災警報器等の防災機器等の普及促進や防災製品の活用を推進する。

- (1) 住宅用防災機器等の展示
- (2) 啓発用パンフレットの作成
- (3) 講演会の開催

6 多数の者を収容する建築物の防火対策

- (1) 防火管理者及び消防計画の作成

消防本部は、多数の者を収容する建築物の管理権原者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づく事項を遵守させる。

- (2) 防火対象物の点検及び報告

消防本部は、特定防火対象物で収容人員が300人以上の対象物又は特定1階段等防火対象物に該当する対象物の管理権原者に対し、火災予防上必要な事項の適否について、定期に防火対象物点検資格者の点検を受けさせ、報告させる。

7 大規模・高層建築物の防火対策

消防本部は、大規模・高層建築物の管理権原者又は関係者に対し、下記事項について指導する。

- (1) 消防防災システムのインテリジェント化の推進

- ア 高水準消防防災設備の整備
- イ 複数の消防用設備等を集中管理する総合操作盤の整備
- ウ 防災センターの整備

- (2) 自衛消防業務に従事する職員に対する指導

8 消防組織及び施設の整備充実

消防防災課及び消防本部は、消防団員・消防職員の確保に努め、消防組織の充実強化に努める。

消防本部は、消防施設等整備計画に基づき、消防施設の整備充実に努める。また、充足率や財政力等の実情を勘案しつつ、国及び県から消防施設等の整備強化を推進するための支援を受ける。

第3 応急対策計画

1 応急活動体制

消防防災課は、火災の状況に応じて、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

また、関係機関と緊密な連携を図る。

2 情報収集・伝達体制

情報班・本部班は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

3 広報活動

渉外班は、本部班から連絡を受けたときは、火災発生状況や地域への影響等について、本部班と連携を図り防災行政無線、防災行政情報伝達システム、メール、ホームページ、SNS等による広報活動を行う。

4 避難

本部長は、消防本部からの情報に基づき、火災が拡大し危険な区域に対し、避難指示を行い、安全な地域に避難所を開設する。

市及び警察署は、人命の安全を第一に必要な応じて避難誘導を行う。避難誘導にあたっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。

5 消防活動

消防本部及び消防団は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消防活動を行う。

また、消防本部は、必要な応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消防活動の応援要請を行う。

6 救助・救急

消防本部は、火災現場での救助活動を行うとともに、負傷者等を医療機関に搬送するほか、被害状況の把握に努め、必要な応じ国、県、他の市町村に応援を要請する。

また、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材等を確保し、効率的な救急・救助活動を行う。

7 交通規制

警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図る等、的確な交通規制を行う。

8 救援・救護

食料、飲料水、生活必需品等の供給及び医療救護については、地震・津波災害編第2章第9節「給水・物資の供給」及び第7節「医療救護・防疫活動」に準拠する。

第2節 林野火災対策

項 目	市担当	関係機関
第1 基本方針	—	—
第2 予防計画	消防防災課、教育委員会、 農政課	県（北部林業事務所）、消防本部、千葉県森林組合
第3 応急対策計画	本部班、情報班、渉外班	消防本部、消防団、警察署

第1 基本方針

市の丘陵地帯にはまとまった山林があり、これらの山林で火災が発生した場合には、地形、水利、交通等の関係から消火作業が困難を極め、大規模火災となるおそれがあるため、林野火災に対する対策について定める。

第2 予防計画

1 広報宣伝

(1) 広報などによる注意

消防防災課、消防本部及び県は、広報紙、防災行政無線、防災行政情報伝達システム、ホームページ、SNS等、ポスター掲示等を利用し、林野火災予防に対する市民意識を喚起する。

(2) 学校教育による指導

教育委員会及び県は、自然の保護、森林の保護育成、鳥獣の保護等の観点から、小、中学校児童生徒に対して林野火災予防の考え方や方法を理解させるための普及指導を行う。

(3) 山火事予防運動の実施

消防防災課、県及び千葉県森林組合は、山火事予防運動週間（3月1日～3月7日）中に警報旗を設置するなどの各種啓発事業を推進する。

2 法令による規制

消防防災課及び消防本部は、次の法令による規制を行い、林野火災を防止する。

(1) 山武郡市広域行政組合火災予防条例で定める火の使用制限（火災予防条例第29条）

(2) 一定区域におけるたき火、喫煙の制限（消防法第23条）

(3) 火入れの許可制の励行（森林法第21条、第22条）

3 林野等の整備

(1) 林業経営

森林所有者は、下刈、枝打、除伐等の励行を図り、火災の起こりにくい森林の育成に資する。

(2) 林道

農政課は、火災発生の危険性の高い森林内の林道の整備と維持管理を図る。

4 消防体制の確立

- (1) 火災警報、その他気象情報が円滑、適切に連絡できるよう、その体制を確立させる。
- (2) 林野火災の消火に必要な機器の整備、点検に努める。
- (3) 初期消火を誤れば大きな火災となり、広域的体制で臨まなくてはならないので、消防相互応援の実質的運用や他機関の出動等について事前に十分調整しておく。

第3 応急対策計画

1 応急活動体制

消防防災課は、林野火災の状況に応じて、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

また、関係機関と緊密な連携を図る。

2 情報収集・伝達体制

情報班・本部班は、林野火災の発生状況、延焼状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた直ちに範囲から県に報告する。

3 広報活動

渉外班は、本部班から連絡を受けたときは、火災発生状況や地域への影響等について、本部班と連携を図り防災行政無線、防災行政情報伝達システム、メール、ホームページ、SNS等による広報活動を行う。

4 避難

本部長は、消防本部からの情報に基づき、火災が拡大し危険な区域に対し、避難指示を発令し、安全な地域に避難所等を開設する。

市及び警察署は、人命の安全を第一に必要なに応じて避難誘導を行い、避難誘導にあたっては、避難場所等、避難路及び災害危険箇所の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。

5 消防活動

消防本部及び消防団は、速やかに火災の状況を把握するとともに、水利台帳等を参考に最寄りの水源からの送水ルートを確保し、迅速に消火活動を行う。利用可能な自然水利も活用する。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

消防ポンプによる消火活動では対応が困難な場合には、ヘリコプターの空中消火の支援や延焼阻止線を設定する等拡大防止に努める。

なお、空からの消火については、千葉県が保有し陸上自衛隊第一ヘリコプター団に管理委託している空中消火資機材等を用いて、自衛隊航空機等による支援を得て、被害の拡大防止に努める。

千葉県広域消防相互応援協定の基づく航空特別応援により、千葉市消防局保有の消防ヘリコプターによる空中消火も考慮する。

6 救助・救急

消防本部は、火災現場での救助活動を行うとともに負傷者等を医療機関に搬送する。孤立した者を発見した場合は、千葉県広域消防相互応援協定の基づく航空特別応援により、千葉市消防局保有の消防ヘリコプターによる救出を要請する。

7 立入規制

警察署は、被害が拡大するおそれがある場合は、立入禁止区域を設定するとともに、通行車両等に対する交通規制を行う。

第3節 危険物等災害対策

項 目	市担当	関係機関
第1 基本方針	—	—
第2 予防計画	—	県、消防本部
第3 応急対策計画	本部班、情報班、渉外班、 環境保全班	消防本部、消防団、警察署

第1 基本方針

危険物（石油等）による災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、危険物を取り扱う事業所等及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

なお、危険物等とは次のものをいう。

〈危険物等の種類〉

- (1) 危険物：消防法第2条第7項に規定されているもの
(例) 石油類(ガソリン、灯油、軽油、重油)など
- (2) 火薬類：火薬類取締法第2条に規定されているもの
(例) 火薬、爆薬、火工品(工業雷管、電気雷管等)など
- (3) 高圧ガス：高圧ガス保安法第2条に規定されているもの
(例) 液化石油ガス(LPG)、アセチレン、アンモニアなど
- (4) 毒物・劇物：毒物及び劇物取締法第2条に規定されているもの
(例) 毒物(シアン化水素、シアン化ナトリウム等)、劇物(ホルムアルデヒド、塩素等)など
- (5) 指定可燃物：危険物の規制に関する政令第1条の12に規定されているもの
(例) 紙くず、石炭・木炭、合成樹脂類(タイヤ等)、再生資源燃料など

第2 予防計画

危険物施設に対する安全を図るため、消防法、危険物の規制に関する政令、同規則及び山武郡市広域行政組合火災予防条例等に基づき、次の対策を行う。

1 事業所防災対策の強化

消防本部、県及び関係団体は、危険物施設の管理者等に対し、危険物保安監督者・危険物保安統括管理者・危険物施設保安員の選任、防災組織の確立、消防用設備の設置、防災訓練等を指導する。

各危険物施設は、防災組織を確立し情報連絡や緊急動員等に備えた体制を確立する。

また、従業員の保安教育や防災訓練を行い、応急措置等の習熟に努める。

2 消防体制の強化

消防本部は、危険物施設、危険物の性質、数量等を把握し、事業所ごとの火災防災計画を作成するとともに、危険物取扱い職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防止の具体的

な方策について教育を行う。

第3 応急対策計画

1 応急活動体制

消防防災課は、事故の状況に応じて、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

また、関係機関と密接な連携を図る。

2 情報収集・伝達体制

消防本部は、被災現地に職員を派遣する等被災状況を把握し、関係機関に連絡する。情報班・本部班は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

3 広報活動

渉外班は、本部班から連絡を受けたときは、事故発生状況や地域への影響等について、本部班と連携を図り防災行政無線、防災行政情報伝達システム、メール、ホームページ、SNS等による広報活動を行う。

4 避難

本部長は、火災等が拡大し危険な区域、有毒物質の拡散等が予想される地区に対し、避難指示を発令し、安全な地域に避難所を開設する。

市及び警察署は、人命の安全を第一に必要なに応じて避難誘導を行い、避難誘導にあたっては、避難場所等、避難路及び災害危険箇所の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。

5 消防活動

消防本部及び消防団は、速やかに事故の状況を把握するとともに、迅速に危険物火災の特性に応じた消火、二次災害の防止等の活動を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の消防組織に消火活動の応援要請を行う。

6 救助・救急

消防本部は、事故現場での救助活動を行うとともに、負傷者等を医療機関に搬送するほか、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県、他の市町村に応援を要請する。

また、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材等を確保し、効率的な救急・救助活動を行う。

7 立入規制

警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、被害が拡大するおそれがある場合は、立入禁止区域を設定し、警戒活動や緊急輸送等のための交通規制活動等を行う。

8 救護・救援

食料、飲料水、生活必需品等の供給及び医療救護については、地震・津波災害編第2

章第9節「給水・物資の供給」及び第7節「医療救護・防疫活動」を準拠する。

9 環境汚染対策

環境保全班は、危険物等による河川等の汚染が予測される場合は、監視活動を行い、流出が確認された場合は、河川管理者等関係機関と連携して汚染の拡大を防止する。

第4節 油等海上流出災害対策

項 目	市担当	関係機関
第1 基本方針	消防防災課、商工観光課、農政課	銚子海上保安部、消防本部、県、自衛隊、漁業協同組合、指定海上防災機関、石油連盟
第2 予防計画	消防防災課、環境保全課	銚子海上保安部、県
第3 応急対策計画	本部班、環境保全班、渉外班、保健班	社会福祉協議会

第1 基本方針

本市周辺海域において、油等の流出事故が発生した場合に、流出した油等の拡散防止と回収等を実施し、付近の船舶並びに沿岸住民の安全を図るとともに、水産業、その他産業の被害の軽減を図り、環境汚染を最小限化し、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

1 対象災害

対象とする災害は、船舶等の接触、衝突、乗揚げ※、沈没等の事故による大量の油等（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「海防法」という。）第3条でいう油及び有害液体物質）の流出を伴うものとする。

※何らかの障害にぶつかり、その障害の上に乗りかかること。

2 防災関係機関の役割

油等海上流出災害に関する関係機関の役割は、次のとおりである。

(1) 市

- ア 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集・通報
- イ 防災関係機関及び住民への情報提供
- ウ 事故の規模又は被害の状況に応じた災害対策本部等の設置
- エ 漂着油の除去作業等
- オ 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- カ 事故原因者等や海上保安機関の実施する防除活動への協力
- キ 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難指示
- ク 県又は他の関係機関等に対する応援要請
- ケ 漁業者、漁業協同組合等に対する指導、支援及び連絡調整
- コ 油防除資機材の整備
- サ 回収油の一時保管場所等の調査協力
- シ 漁業者等の復旧支援

(2) 銚子海上保安部

- ア 情報収集及び防災関係機関への通報、協力要請
- イ 連絡調整本部の設置
- ウ 排出油等防除協議会の的確な運営
- エ 事故の規模、態様の分析及び当該事故の影響並びにその結果の防災関係機関への連絡

- オ 人の生命及び身体並びに財産の保護
- カ 海防法に基づく事故原因者等に対する流出油の応急防除措置の指導又は命令
- キ 流出油の応急防除措置の実施
- ク 一般船舶等に対する事故状況の周知
- ケ 船舶の退去、航行制限等海上交通安全の確保
- コ 火災発生時の消火活動等の実施及び関係機関への協力要請等
- サ 油防除資機材の整備
- シ 海防法に基づく指定海上防災機関への流出油の応急防除措置の指示
- ス 自衛隊法に基づく災害派遣要請
- セ 治安の維持
- ソ 防災関係機関との協力体制の確立
- タ 各省庁で把握している各種専門家等に関する情報の一元化及び要請に応じて、必要な専門家等に関する情報の提供

(3) 県

- ア 的確な情報収集及び防災関係機関への通報
- イ 事故の規模又は被害に応じた応急対策本部又は災害対策本部の設置
- ウ 関係排出油等防除協議会との連絡調整
- エ 国・近隣都県市等関係機関・各種団体との連絡調整
- オ 防災関係機関への協力要請及び連絡調整
- カ 自衛隊法に基づく災害派遣要請
- キ 市町村が行う漂着油の除去作業等の支援
- ク 事故原因者等や海上保安機関の実施する流出油の防除活動への協力
- ケ 油防除資機材の整備
- コ 河川管理者、海岸管理者、港湾（漁港）管理者としての油防除活動
- サ 漁業者、漁業協同組合等に対する連絡調整、防除活動の指導及び支援
- シ 回収油の一時保管場所及び処分先等の調査協力
- ス 漁業資源、自然環境、観光業等への影響及び被害状況の把握
- セ 野生生物及び史跡等の保護・保全
- ソ 漁業者等の復旧支援
- タ 市町村、漁業者等の補償請求に係る助言等

(4) 山武郡市広域行政組合消防本部

- ア 事故状況の実態把握と情報収集
- イ 人命の救助及び救急活動
- ウ 出火防止対策（漂着油、排出油周辺及び回収油保管場所周辺）
- エ 漂着油、排出油の防除活動
- オ 関係機関との相互情報提供

(5) 自衛隊

自衛隊への災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつ緊急やむを得ないと認められるもので、他に実施する組織等がない場合とし、次のとおりとする。

- ア 航空機等による流出油の情報収集
- イ 油の拡散防止及び回収等の応急活動
- ウ 応援要員及び救援物資等の搬送

(6) 漁業協同組合等

- ア 漁業被害の防止対策
- イ 漁業被害の調査及び再生産対策の実施

(7) 海上災害防止センター

- ア 海上保安庁長官等の指示に基づく排出油等防除措置の実施
- イ 船舶所有者等の委託契約に基づく排出油等防除措置の実施
- ウ 船舶所有者等の利用に供するための排出油等防除資機材の保有
- エ 海上防災のための措置に関する訓練、研修の実施
- オ 防災関係者への指導助言の実施

(8) 石油連盟

- ア 大規模石油災害対応体制整備事業の普及啓発
- イ 油防除資機材の貸出及び貸出時における資機材操作技術者の派遣のあっせん

3 事故原因者の責務

油等流出事故に係る第一義的な責任を有する油等を流出させたタンカー等船舶の所有者、船長又は事故発生の原因となった責任者の主要な責務は、次のとおりである。

- (1) 海上保安機関に対する事故状況の迅速かつ的確な通報及び協議
- (2) 油等の性状・有害性等についての情報の迅速な提供
- (3) 防災関係機関の設置する対策本部への責任者の派遣又は連携の確保
- (4) 流出油等の拡散防止、回収、処理及び事故現場の復旧
- (5) 被害者の損害等に対する補償

第2 予防計画

1 航行の安全確保

銚子海上保安部は、船舶の輻輳（ふくそう）する海域における航行管制、海上交通情報の提供等の体制整備に努める。

また、海事関係者等に対する海難防止・海上災害防止に係る講習会の開催や訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。

2 広域的な活動体制

消防防災課は、国及び県等の機関との連携を密にし、事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が行えるよう緊急時の情報連絡体制を確立するなど、広域的な活動体制の連携を図る。

3 油防除作業体制の整備

環境保全課及び県等は、県が策定した「油防除作業手順マニュアル」、「千葉県油等海上流出事故対応マニュアル」を活用し、地域に即した対応ができるような体制を整備するとともに、油防除資機材の整備を図るよう努める。

4 訓練

防災関係機関は、流出油防除体制の強化を図るため、油が著しく大量に排出された場合を想定して、流出油防除のための訓練を実施する。

第3 応急対策計画

1 防除方針

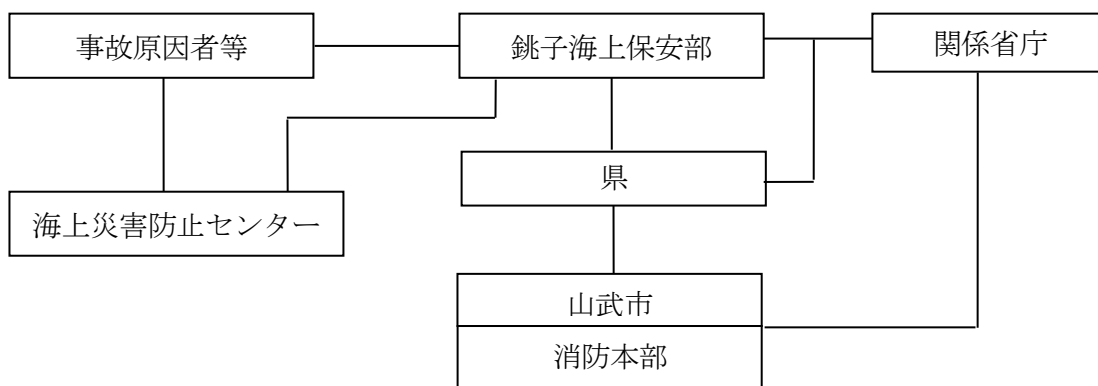
流出した油等は、海上で防除することに目標を置き、防除方針の決定にあたっては海上での回収を可能な限り実施し、海岸線への漂着を回避するよう努めるものとする。

また、防災関係機関においては、銚子海上保安部等との連携を図りつつ、流出油等の性状及び有害性の有無について迅速な把握に努め、効率的な流出油等の拡散防止、回収及び処理を行う。

2 応急活動体制

本部班は、事故の状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

また、関係機関と緊密な連携をとる。



3 情報収集・伝達体制

本部班・環境保全班は、付近の海域において油流出事故が発生し、被害の発生又はそのおそれがあるときは、海岸線のパトロールを実施し、速やかにその状況を銚子海上保安部及び県に報告する。

4 流出油の防除措置

環境保全班は、漂着油により海岸が汚染され、又はそのおそれがある場合は、全庁的な体制でその被害を防止するための除去作業等を実施するとともに、必要に応じ回収油の保管場所の確保に努める。

また、油の回収作業でボランティアが必要な場合は、社会福祉協議会等と連携して、ボランティアセンターを設置し受入れを行う。

5 広報活動

渉外班は、本部班から連絡を受けたときは、事故発生状況や地域への影響等について、本部班と連携を図り防災行政無線、防災行政情報伝達システム、メール、ホームページ、SNS等による広報活動を行う。

6 環境保全等に関する対策

環境保全班・保健班は、県と連携して油等流出事故による被害の防止及び軽減を図るととも

に、環境の保全を図る。

- (1) 必要に応じて環境調査を実施するとともに、環境汚染に関する情報を国等防災関係機関へ通報する。
- (2) 異臭等の発生により、住民の生命・身体に有害な影響が予測される場合は、住民からの健康相談に対応する。
- (3) 海鳥、海生生物等に被害が発生した場合には、関係団体等の協力を得て、その保護に努める。

7 油回収作業実施者の健康対策

保健班は、保健所（山武健康福祉センター）及び山武郡市医師会等の協力を要請して、被災地における健康対策を実施する。

8 その他

(1) 補償対策

船舶油濁損害賠償保障法に基づき、直接被害を受けた漁業者及び観光業者等は、被害に加え、損害を防止又は軽減するための措置に要した経費を船舶所有者に請求できる。また、国、地方公共団体等が行った同様の措置に要した経費についても船舶所有者に損害賠償請求等ができる。

海防法第 41 条の 2 に基づき海上保安庁長官からの要請があった場合は、地方公共団体等が行った油防除に必要な措置に要した経費について、船舶所有者等に行政処分により請求する。

(2) 事後の監視等の実施

防災関係機関は、油等の回収等応急対策による措置が終了した後においても、必要に応じ、環境への影響の把握に努める。

第5節 海上事故災害対策

項 目	市担当	関係機関
第1 基本方針	—	—
第2 予防計画	—	銚子海上保安部、県、千葉県水難救済会
第3 応急対策計画	本部班、渉外班、保健班、	銚子海上保安部、消防本部、警察署

第1 基本方針

本市周辺海域において、船舶の衝突、乗揚げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又は生ずるおそれのある事態であって、保護を要する場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図り、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

ただし、油等の流出事故については第4節の定めるところによる。

この計画の対象となる事象は、次のとおりである。

- (1) 旅客船、その他多数の人が乗船している船舶の海難で、多数の死者、行方不明者を伴うもの
- (2) 漁船の集団海難で、多数の死者、行方不明者を伴うもの
- (3) 来遊者の水難事故で、多数の死者、行方不明者を伴うもの

第2 予防計画

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難の発生を防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとする。

1 各種予防対策

(1) 航行船舶の安全確保

ア 銚子海上保安部は、港内、狭水道等船舶の輻輳する海域における航行管制、海上交通情報の提供等の体制整備に努める。

イ 銚子海上保安部等は、海事関係者等に対する海難防止・海上災害防止に係る講習の開催や訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。

ウ 県は、漁船の操業安全指導海域内での指導、災害予防通信及び港内のパトロール等を実施する。

(2) 船舶利用者への注意喚起

船舶関係機関は、船舶利用者に対し、発災時における行動、避難経路の教示等を実施する。

2 資機材等の整備

銚子海上保安部等は、災害発生の場合に必要な救助用具、資機材の整備に努める。千葉県水難救済会は、各救難所の施設整備及び救助用資機材の備蓄に努める。

第3 応急対策計画

1 応急活動体制

(1) 市の体制

消防防災課は、事故の状況に応じて、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

また、現地で活動する関係機関の調整をする必要がある場合は、現地調整所を設置する。

(2) 関係機関の対応

災害を覚知した場合は、防災関係機関は直ちに初動体制を確立して、対応に努める。一次的に対応をする関係機関及び主な対応は次のとおりである。

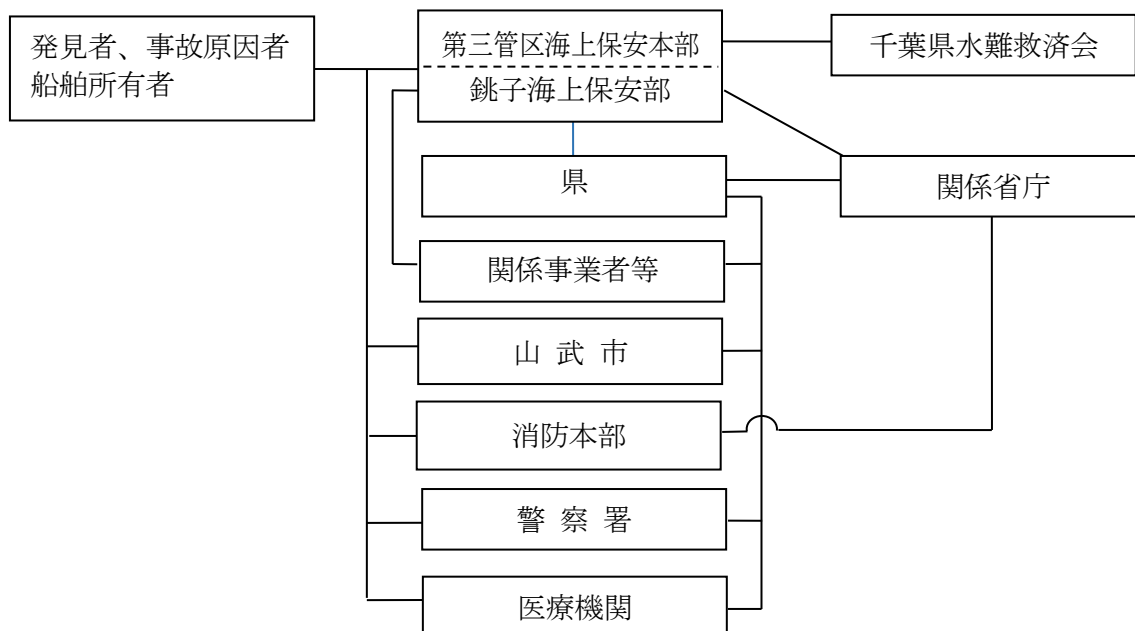
船 舶 所 有 者 等	消火、救難、救助、被災者家族等への情報提供
銚子海上保安部	捜索、救助、救急、消火、関係機関との連絡調整、事故原因の調査・広報
消 防 本 部	捜索、消火、救難、救助、救急
警 察 署	捜査、救難、救助
市	避難指示等、他団体への応援要請、住民への広報
県	関係機関との連絡調整
医 療 機 関	負傷者等の応急医療、救護等

2 情報収集・伝達体制

本部班は、海上事故災害が発生したとの連絡を受けた場合は、必要な防災関係機関に連絡する。

また、海岸地域における事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

情報伝達ルートは、次のとおりである。



3 広報活動

渉外班は、本部班から連絡を受けたときは、事故発生状況や地域への影響等について、本部

班と連携を図り防災行政無線、防災行政情報伝達システム、メール、ホームページ、SNS等による広報活動を行う。

4 捜索

消防本部、銚子海上保安部、警察署は、関係機関の協力を得て海岸及び海域における被災者の捜索を行う。

5 消火

銚子海上保安部は、船舶等の火災が発生した場合、海上保安庁の機関と消防機関の業務協定の締結に関する覚書（昭和43年3月29日）に基づき消防機関と連携し対処する。

6 救助・救急

市は、遭難船舶を認知したときは、銚子海上保安部及び警察署に連絡するとともに、直ちに現場に臨み救護活動を実施する。

消防本部は、海域及び海岸地域において救助された負傷者等を医療機関に搬送する。

保健班は、負傷者が多数発生した場合は、災害現場に医療救護所を設置し、山武郡市医師会、山武郡市歯科医師会、山武郡市薬剤師会をはじめ、千葉県医師会、千葉県歯科医師会、日赤千葉県支部、災害拠点病院等が派遣する救護班の協力を得て、応急措置を行う。

7 遺体の収容

災害対策本部は、遺体を収容した場合は、警察署等と調整し、遺体の検案、安置をする場所を設置する。

遺体の処理・埋葬に係る実施事項については、地震・津波災害編第2章第8節「行方不明者の捜索・遺体の処理・埋葬」に準拠する。

第6節 航空機事故災害対策

項 目	市担当	関係機関
第1 基本方針	—	—
第2 予防計画	空港地域振興課、消防防災課	消防本部、山武郡市医師会、山武郡市歯科医師会
第3 応急対策計画	本部班、情報班、渉外班、保健班	消防本部、消防団、警察署

第1 基本方針

成田国際空港及びその周辺（以下「成田国際空港消防相互応援協定」締結市町村の区域をいう。）並びにその他の地域において、航空機の炎上等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「航空機災害」という。）が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、応急対策及び予防計画を定める。

なお、海上遭難の場合は、第5節に準ずる。

※成田国際空港消防相互応援協定団体

成田市（神崎町含む）、香取広域市町村圏事務組合（香取市、多古町、東庄町）、佐倉市八街市酒々井町消防組合（佐倉市、八街市、酒々井町）、山武郡市広域行政組合（東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町）、匝瑳市横芝光町消防組合（匝瑳市、横芝光町）、栄町、富里市、四街道市、印西地区消防組合（印西市、白井市）及び成田国際空港（株）

第2 予防計画

空港地域振興課及び消防防災課は、関係機関とともに、航空機災害について情報の収集・連絡が円滑に行える体制を整備する。

また、消防本部、医師会、歯科医師会等は、災害に備え成田空港消火救難総合訓練等に参加する。

なお、山武郡市歯科医師会は、印旛郡市歯科医師会、香取歯科医師会とともに三郡市歯科医師会航空機災害対策協議会を設置している。

第3 応急対策計画

1 応急活動体制

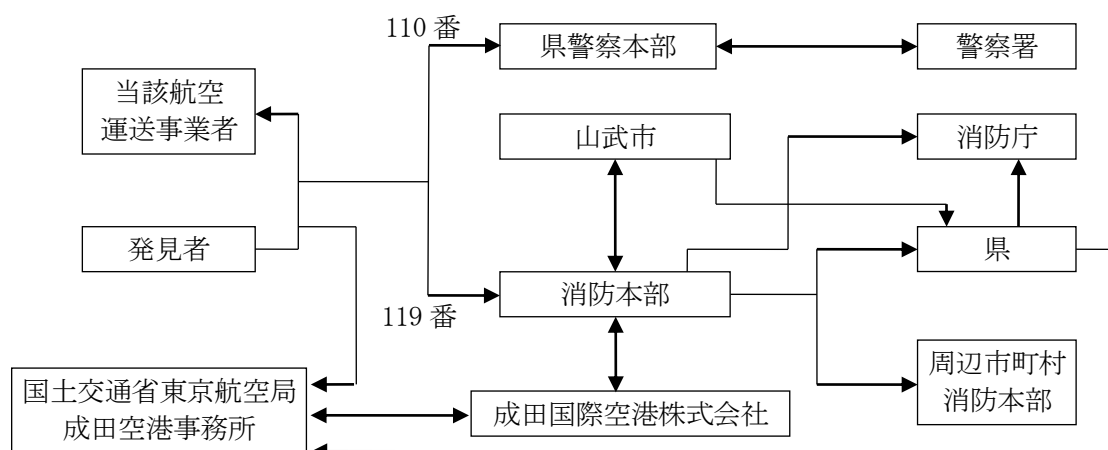
消防防災課は、事故の状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

また、関係機関と密接な連携を図る。

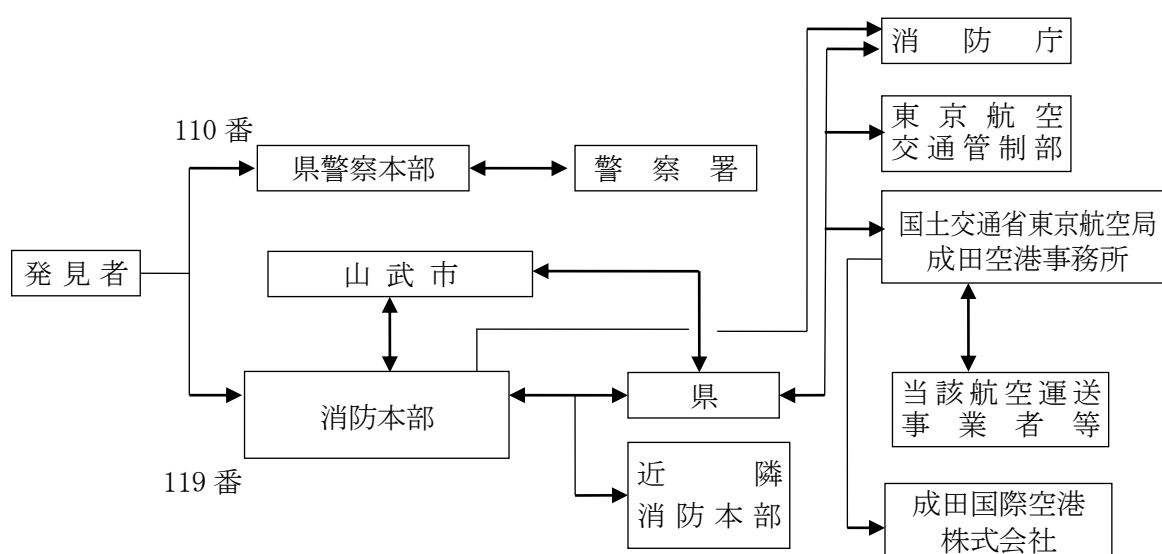
2 情報収集・伝達体制

消防本部及び本部班・情報班は、初動体制を早期に確立させるため、下記ルートにより情報の受伝達を緊密に行う。

(1) 成田国際空港区域周辺の場合



(2) その他の地域の場合



3 消防活動

消防本部は、航空機災害に係る火災が発生した場合、化学消防車、化学消火薬剤等による消火活動を行う。

また、災害の規模等に応じて他の消防機関に消火活動の応援要請を行う。

本部長及び消防本部の職員は、必要に応じて地域住民及び旅客の生命、身体の安全を図るとともに、消火活動の円滑化のために警戒区域を設定する。

なお、成田国際空港への出動は、成田国際空港消防相互応援協定に基づき行う。

4 救助・救急

消防本部は、災害現場での救助活動を行うとともに、負傷者等を医療機関に搬送するほか、被害状況の把握に努め、必要に応じ国、県及び消防機関に応援を要請する。

また、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材等を確保し、効率的な救急・救助活動を行う。

負傷者の救護は、応急仮設救護所を設置し、市、県医師会、県歯科医師会、山武郡市医師会、山武郡市歯科医師会、日赤千葉県支部、災害拠点病院等が派遣する救護班の協力を得て、トリアージ、応急措置を行った後、医療機関に搬送する。

5 遺体の収容

災害対策本部は、遺体の安置所、検案場所を設置し、遺体の収容を行う。

遺体の処理・埋葬に係る実施事項については、地震・津波災害編第2章第8節「行方不明者の捜索・遺体の処理・埋葬」に準拠する。

6 交通規制

警察署は、災害現場に通ずる道路等で必要な交通規制を行う。また、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。

7 広報活動

渉外班は、本部班から連絡を受けたときは、本部班と連携を図り防災行政無線、防災行政情報伝達システム、メール、ホームページ、SNS等により次の広報を行う。

- (1) 市及び関係機関が実施する応急対策の概要
- (2) 避難の指示及び避難先の指示
- (3) 地域住民への協力依頼
- (4) その他必要な事項

8 防疫・清掃

保健班は、情報等により遭難機が国際線であることが判明した場合は、県を通じて成田国際空港検疫所等と密接に連携して応急対策を行う。

9 避難

本部長は、航空機災害により影響を受ける区域の住民に対しては、避難指示を発令し、安全な地域に避難所等を開設する。

第7節 鉄道事故災害対策

項 目	市担当	関係機関
第1 基本方針	—	—
第2 予防計画	消防防災課、企画政策課、土木課	山武土木事務所、印旛土木事務所、東日本高速道路株式会社、東日本旅客鉄道株式会社
第3 応急対策計画	本部班、渉外班、保健班	東日本旅客鉄道株式会社、消防本部、警察署、医療機関

第1 基本方針

鉄軌道における列車の衝突、脱線等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対する対策について定める。

第2 予防計画

1 行政等による予防対策

消防防災課、企画政策課は、鉄道災害について情報の収集・連絡が円滑に行える体制を整備する。

また、道路管理者及び東日本旅客鉄道株式会社は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

2 事業者による予防対策

鉄道施設等については、鉄道事業法により充足すべき構造基準が定められている。東日本旅客鉄道株式会社は、車両や施設等に関連する旅客輸送の安全確保について、当該基準により整備、改良及び保全を行う。

第3 応急対策計画

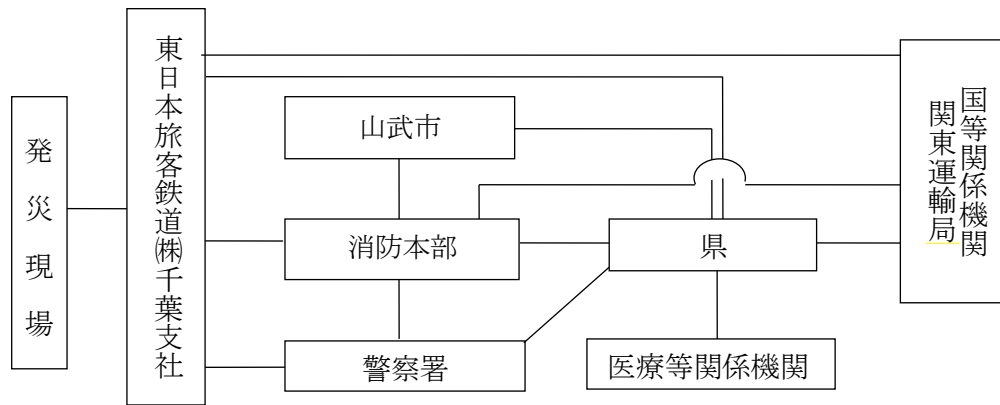
1 応急活動体制

消防防災課は、事故の状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

また、関係機関と密接な連携を図る。

2 情報収集・伝達体制

鉄道事故災害発生時の情報収集及び伝達体制は、次のとおりである。



3 相互協力・派遣要請

本部班は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を要請する。

また、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

4 広報活動

渉外班は、本部班から連絡を受けたときは、事故発生状況や地域への影響等について、本部班と連携を図り防災行政無線、防災行政情報伝達システム、メール、ホームページ、SNS等による広報活動を行う。

5 避難

東日本旅客鉄道株式会社は、乗客等を一時避難させる必要がある場合は、市に避難場所の使用を要請する。本部長は、要請に基づき、災害現場に近い避難場所を提供する。

市及び警察署は、人命の安全を第一に必要な応じて避難誘導を行い、避難誘導にあたっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。

6 消防活動

東日本旅客鉄道株式会社は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に協力を要請する。

消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに消火活動を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

7 救助・救急

東日本旅客鉄道株式会社は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに、必要に応じて救助・救急活動を実施機関に協力要請する。

消防本部は、必要に応じ民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

また、負傷者の救護のため保健班は、救護所を設置するなど医療機関の医療活動に協力する。

8 遺体の収容

災害対策本部は、遺体の安置所、検案場所を設置し、遺体の収容を行う。

遺体の処理・埋葬に係る実施事項については、地震・津波災害編第2章第8節「行方不明者の捜索・遺体の処理・埋葬」に準拠する。

9 交通規制

警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により交通状況を迅速に把握し、緊急交通路の確保を図る等、的確な交通規制を行う。

10 応急・復旧対策

(1) 応急・復旧対策

旅客車走行中に事故災害が発生した場合は、関係乗務員は、冷静に状況を判断し、千葉支社運転事故応急復旧処理手続きに定めるところにより、旅客への災害概況の周知及び乗車中の社員への協力要請、避難誘導及び災害情報の伝達等の適切な措置をとる。

ア 災害対策本部の設置

災害の発生により輸送に著しい支障の生じる場合は、支社内に災害対策本部、災害現場に現地災害対策本部を設置し、対策要員を有機的に指揮して早期復旧を図る。

イ 自衛消防隊

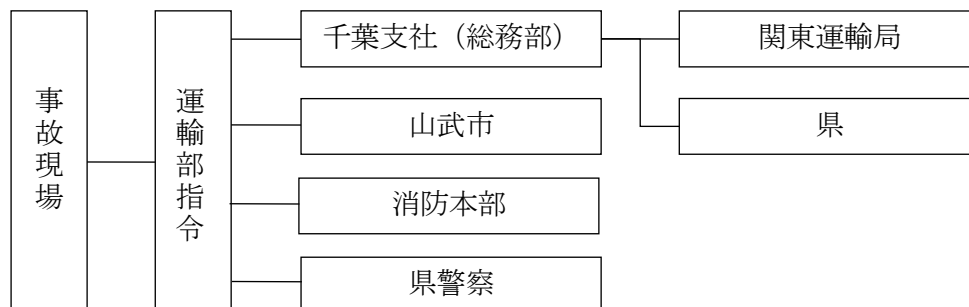
自衛消防隊は、公設消防隊の到着するまで、駅区長の指揮により消火器、乾燥土砂等により初期消火作業を行う。

ウ 救護

千葉鉄道健診センター所長は、救護の処置を適切かつ迅速に実施するため、千葉支社安全衛生管理取扱規程の定めるところにより救護班を設置し、出動要請に備えておく。

(2) 情報連絡体制

東日本旅客鉄道株式会社は、大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、県、県警察及び消防機関に連絡する。



第8節 道路事故災害対策

項 目	市担当	関係機関
第1 基本方針	—	—
第2 予防計画	土木課	山武土木事務所、印旛土木事務所、東日本高速道路株式会社、輸送事業者
第3 応急対策計画	土木班、本部班、渉外班、保健班	消防本部、山武土木事務所、印旛土木事務所、東日本高速道路株式会社、警察署、輸送事業者

第1 基本方針

多数の死傷者等が出る道路災害の発生を未然に防止し、災害が発生したとき、早期に初動体制を確立して被害の軽減を図るため、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

〈計画の対象となる道路事故災害〉

トンネルの崩落、橋梁の落下、斜面及び擁壁の崩落並びに落石等の道路構造物の被災、危険物を積載する車両の事故等による危険物等の流出等

第2 予防計画

1 危険箇所の把握・改修

道路管理者は、災害の発生するおそれのある箇所を把握し、改修工事等を順次行うとともに、異常気象時においては緊急パトロール等を実施し監視体制を強化する。

また、被災した施設の早期復旧を図るため、応急復旧用資機材を保有しておく。

2 危険物積載車の災害予防

輸送事業者は、法令の定めるところにより防除資機材を携帯するとともに、輸送危険物等の名称及び事故の際、講ずべき措置を記載した書面を携帯する。

第3 応急対策計画

1 応急活動体制

消防防災課は、事故の状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

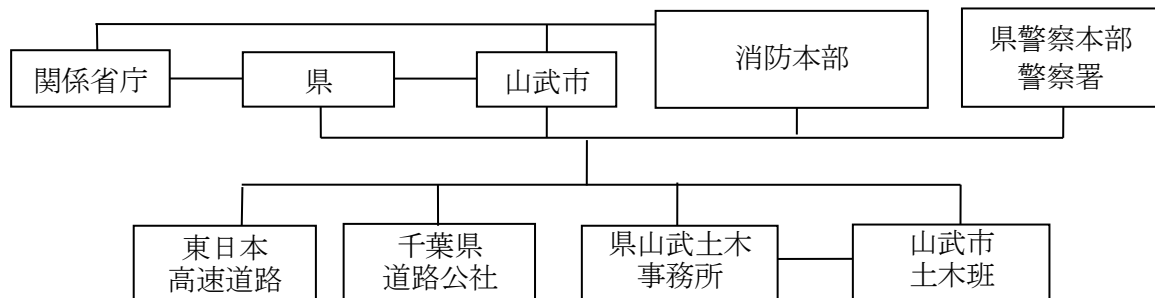
また、関係機関と密接な連携を図る。

2 情報収集・伝達体制

輸送事業者は、危険物積載車両の事故が発生した場合、防除活動が適切に行われるよう、消防隊に流出危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を伝達する。

道路管理者は、道路施設が被災した場合は、警察署、消防本部等に通報する。土木班は関係機関との密接な連絡調整を図る

本部班は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況を把握し、関係機関に連絡する。また、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。



3 広報活動

渉外班は、本部班から連絡を受けたときは、事故発生状況や地域への影響等について、本部班と連携を図り防災行政無線、防災行政情報伝達システム、メール、ホームページ、SNS等による広報活動を行う。

4 避難

本部長は、有毒物質の拡散等が予想される地区に対しては、避難指示を発令し、安全な地域に避難所を開設する。

5 消防活動

消防本部は、速やかに事故の状況を把握するとともに、迅速に消火、危険物の拡散防止及び防除等の活動を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

6 救助・救急

消防本部は、災害現場での救助活動を行うとともに、負傷者等を医療機関に搬送するほか、被害状況の把握に努め、必要に応じ国、県、他の市町村に応援を要請する。

また、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材等を確保し、効率的な救急・救助活動を行う。

7 遺体の収容

災害対策本部は、遺体の安置所、検案場所を設置し、遺体の収容を行う。

遺体の処理・埋葬に係る実施事項については、地震・津波災害編第2章第8節「行方不明者の捜索・遺体の処理・埋葬」に準拠する。

8 交通規制等

道路管理者及び警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、被害の拡大を防止するため、立入禁止区域の設定や交通規制を行う。

9 流出危険物等の拡散防止及び除去

輸送事業者及び道路管理者等は、流出した危険物の防除活動を実施する。

第9節 放射性物質事故対策

項 目	市担当	関係機関
第1 基本方針	—	—
第2 予防計画	消防防災課、環境保全課	県、警察署、放射性同位元素等使用事業所の管理者、核燃料物質使用事業者
第3 応急対策計画	本部班、渉外班、都市整備班、保健班	消防本部、山武郡市広域水道企業団、県、放射性物質取扱事業所
第4 復旧対策計画	保健班	山武郡市広域水道企業団、県、放射性物質取扱事業所

第1 基本方針

1 基本原則の周知・徹底

市及び県には、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）に規定される原子力事業所の立地はないが、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素等使用事業所のほか、核原料物質使用事業所や核燃料物質使用事業所が存在している。

また、防災指針（原子力施設等の防災対策について（昭和 55 年 6 月 30 日原子力安全委員会決定））上、県外の原子力事業所の「防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲（EPZ：Emergency Planning Zone）」には入っていない。さらに、核原料物質、核燃料物質又はこれらによって汚染された物質（以下「核燃料物質等」という。）あるいは放射性同位元素又はこれらによって汚染された物質（以下「放射性同位元素等」という。）の取扱や原子力艦寄港の状況を把握することも、国の所掌事項となっており、市及び県は、核燃料物質等又は放射線同位元素等（以下「放射性物質」という。）の規制に関して法的権限を有していない。

しかし、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質等により、水道水の摂取制限や農産物の出荷制限など、住民の生活、社会経済活動などに様々な影響が及んだ。

これらを受け、放射性物質取扱事業所及び防災関係機関の予防対策、事故発生時の対策について定める。

- ※ 核原料物質
原子力基本法第3条第3号に規定する核原料物質をいう。
- ※ 核燃料物質
原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質をいう。
- ※ 放射性同位元素
放射性同位元素等の規制に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素をいう。
- ※ 原子力事業所
原災法第2条第4号の規定にされる工場又は事業所をいう。
- ※ 核燃料物質使用事業所
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第52条の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所をいう。
- ※ 核原料物質使用事業所
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条の8の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。
- ※ 放射性同位元素等使用事業所
放射性同位元素等の規制に関する法律第3条第1項の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所、同法第3条の2第1項の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。
- ※ 放射性物質取扱事業所
原災法に規定される原子力事業所をはじめ、放射性物質を取り扱う事業所全般をいう。

2 放射性物質事故の想定

県地域防災計画により、放射性物質事故を次のように想定する。

- (1) 県内の放射性物質取扱事業所施設で取り扱っている核燃料物質の種類及び量から、これらの事業所において、大量の放射線が放出される事故の可能性はないため、地震、津波、火災等の自然災害などに起因する事故を想定する。
- (2) 核燃料物質の運搬に伴う事故については、陸上輸送中の車両接触事故等により格納容器が破損し、放射性物質が放出されることなどを想定する。
- (3) 茨城県等に立地している原災法に規定される原子力事業所については、地震、津波、火災、人為的ミス等による事故などを想定する。
- (4) 原子力艦については、県外の原子力事業所の事故と同様に、地震、津波、火災、人為的ミス等による事故などを想定する。

第2 予防計画

1 放射性物質取扱施設の把握

消防防災課及び消防本部並びに県は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱事業所の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。

2 情報の収集・連絡体制整備

消防防災課及び県は、国、警察、消防機関、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

また、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続による連携の確保を図るものとする。

3 応急活動体制の整備

消防防災課は、職員の非常参集体制、防災関係機関との連携体制、広域応援体制を整備する。

また、消防本部、警察署及び核燃料物質使用事業者は、核燃料物質事故の応急対策に従事する者が必要とする防護服や防塵マスクなどの防護資機材、放射線測定器等の整備に努める。

4 環境放射線モニタリング体制の整備

環境保全課は、緊急時における放射性物質又は放射線による被害が発生又は発生するおそれがある場合に備え、放射線測定器等を整備する。

5 退避誘導体制の整備

消防防災課は、県内外の放射性物質事故発生時に、適切な退避誘導が図れるよう、平常時から地域住民及び自主防災組織の協力を得て退避誘導体制の整備に努める。

また、避難行動要支援者及び一時滞在者を適切に退避誘導し安否確認を行うため、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、退避誘導体制の整備に努める。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。

6 防災教育・防災訓練

市は、必要に応じて防災関係職員に対し、放射性物質事故に関する教育を実施し、住民に

対しても放射性物質事故に関する知識の普及を図るものとする。

また、県と連携し、放射性物質事故を想定した訓練の実施を図る。

7 放射性同位元素等使用事業所の措置

放射性同位元素等使用事業所の管理者は、放射性同位元素の漏えい等により放射線障害の発生やそのおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応を行うため、あらかじめ消防機関、警察、市、県及び国に対する通報連絡体制の整備に努める

第3 応急対策計画

1 応急活動体制

消防防災課は、事故の状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。また、関係機関と密接な連携を図る。

2 情報の収集・伝達体制

(1) 通報

放射性物質取扱事業者は、施設において、何らかの要因により、周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏えい等の事故が発生した場合、又は、周辺環境に影響を及ぼすおそれのある場合には速やかに次の事項について、国、県、市、警察及び消防などの関係機関に通報するものとする。

通報の項目は、概ね次のとおりである。

- ア 事故発生の時刻
- イ 事故発生の場所及び施設
- ウ 事故の状況
- エ 放射性物質の放出に関する情報
- オ 予想される被害の範囲及び程度等
- カ その他必要と認める事項

また、県は、「火災・災害等速報要領」に基づき、その旨を総務省消防庁に報告し、併せて、原災法に規定する関係周辺市町村にその旨を通報する。

消防防災課は、県と密接な連携を図り、情報の入手に努める。

(2) 被害状況の報告

消防防災課は、放射性物質事故が発生したとの通報を受けた場合、国、県、警察及び消防などの関係機関に通報する。

また、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

3 緊急時の環境放射線モニタリング活動の実施

県は、必要に応じて、関係部局による放射線モニタリング等連絡会議を開催し、国や国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の専門家の指導又は助言を得て、次の実施項目及びその他必要な対策について検討を行い、緊急時の環境放射線モニタリング活動を行うなど、放射性物質による環境等への影響について把握する。

環境放射線モニタリング項目は次のとおりである。

〈県による緊急時における放射線モニタリング等活動の実施項目〉

ア 大気汚染調査	イ 水質調査
ウ 土壌調査	エ 農林産物への影響調査
オ 食物の流通状況調査	カ 市場流通食品等検査
キ 廃棄物調査	ク 肥料・土壌改良資材・培土及び飼料調査

4 避難等の防護対策

県は、環境放射線モニタリング等活動の結果など、必要な情報を関係市町村に提供する。

また、環境放射線モニタリング結果などから、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針「表3 O I L (Operational Intervention Level) と防護措置について」に該当すると認められる場合は、国の指示等に基づき、当該市町村に対し連絡又は必要に応じて退避・避難を要請する。

これを受けて、市は、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じて、住民に対して「屋内退避」、又は「避難」の措置を講ずるものとする。

〈参考 原子力災害対策指針「表3 O I Lと防護措置について」〉

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※ ¹	防護措置の概要
緊急防護措置	O I L1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率※ ²)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む。)
	O I L4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	B 線 : 40,000cpm※ ³ (皮膚から数 cm での検出器の計数率) B 線 : 13,000cpm※ ⁴ 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
早期防護措置	O I L2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※ ⁵ の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率※ ²)	1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに 1 週間程度内に一時移転を実施。

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※ ¹			防護措置の概要
飲食物摂取制限	飲食物に係るスクリーニング基準	ＯＩＬ６による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h※ ⁶ (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※ ²)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	ＯＩＬ６	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※ ⁷	飲料水・牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※ ⁸	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	

- ※¹ 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるＯＩＬの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはＯＩＬの初期設定値は改定される。
- ※² 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
- ＯＩＬ１については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がＯＩＬ１の基準値を超えた場合、ＯＩＬ２については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がＯＩＬ２の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がＯＩＬ２の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※³ 我が国において広く用いられているＢ線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度から入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※⁴ ※³と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※⁵ 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※⁶ 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※⁷ その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、ＩＡＥＡのＧＳＧ－２におけるＯＩＬ６を参考として数値を設定する。
- ※⁸ 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※⁹ ＩＡＥＡでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるＯＩＬ３等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

5 広報活動

渉外班は、本部班から連絡を受けたときは、事故発生状況や地域への影響等について、本部班と連携を図り防災行政無線、防災行政情報伝達システム、メール、ホームページ、SNS等による広報活動を行う。

6 飲料水及び飲食物の摂取制限等

山武郡市広域水道企業団、市及び県は、住民の内部被ばくに対処するため、国の指示、指導又は助言に基づき、放射性物質により汚染され又は汚染のおそれのある飲料水及び飲食物の摂取の制限、農産物の出荷の制限、また、法令に基づき食品の廃棄・回収等の必要な措置を行う。

〈食品衛生法に基づく放射性セシウムの基準〉

対象	放射性セシウム（セシウム 134 及びセシウム 137）
飲料水	10 ベクレル/キログラム
牛乳	50 ベクレル/キログラム
乳児用食品	50 ベクレル/キログラム
一般食品	100 ベクレル/キログラム

7 消防活動

放射性物質取扱事業所において火災が発生した場合においては、当該事業者は従事者の安全を確保するとともに、迅速に消火活動を行う。

消防本部においては、当該事業者からの情報や専門家等の意見を基に、消火活動方法を決定するとともに安全性の確保に努め迅速に消火活動を行う。

8 広域一時滞在の受入れ**(1) 受入れ調整**

市の区域外からの広域的な被災者の受入れが必要となる場合には、県は、市に協議を行う。

県から受入れの協議があり、かつ市内で同時に被災していない場合は、当該被災者を受入れる。県外からの避難者も同様である。

(2) 滞在施設の提供

都市整備班及び県は、広域一時滞在者に対し、公共施設等の受入体制を補完するため、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

第4 復旧対策計画**1 汚染された土壌等の措置**

市及び県は、国の指示、法令等に基づき、所管する施設の土壌等の除染等の措置を行う。

放射性物質取扱事業所の事業者等は、国、県、市及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除染、除去を行う。

2 各種制限措置等の解除

山武郡市広域水道企業団、市及び県は、国の指示、指導又は助言に基づき、飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等を解除する。

3 住民の健康管理

保健班及び県は、被災者の状況を把握するとともに、健康状態に応じた相談や心のケアを実施する。

4 風評被害対策

県は、国及び市等と連携し、各種モニタリング結果や放射能に関する正しい知識を、広く正確にわかりやすく広報することにより風評被害の発生を抑制する。

5 廃棄物等の適正な処理

県は、国及び市等と連携し、放射性物質に汚染された汚泥や焼却灰等の廃棄物や土壌等が

適正に処理されるよう、必要な措置を講ずる。

第10節 大規模停電対策

項 目	市担当	関係機関
第1 基本方針	—	—
第2 予防計画	各課	
第3 応急対策計画	各班	山武土木事務所、印旛土木事務所、 東京電力パワーグリッド株式会社、 東日本電信電話株式会社

第1 基本方針

暴風による倒木等に起因する大規模停電を予防するとともに、大規模停電発生時の電力の早期復旧、重要施設の非常電源確保対策等を定める。

第2 予防計画

1 倒木対策

市（各課）は市管理施設敷地内及び街路上の樹木について強風による倒木等で電線、電柱等に被害を及ぼすおそれのあるものを調査し、当該樹木の伐採を推進する。

2 非常電源の確保

市（各課）は、大規模停電時にも災害対策や復旧の拠点のライフライン機能を維持するため、非常電源の整備、強化を推進する。また、要配慮者利用施設の入所者等の人命を確保するため、社会福祉施設等の非常電源の整備を促進する。

3 大規模停電を想定した家庭内備蓄の励行

市（各課）は、停電の長期化を想定して LED ランタン、バッテリー、水、食料、燃料などを家庭内備蓄に加えるよう周知する。

第3 応急対策計画

1 応急活動体制

市（本部班）は、「大規模な停電が発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき」と認めるときに災害対策本部を設置し、必要な配備体制をとる。また、状況に応じて経済産業省、県、電力事業者、電気通信事業者等に、情報連絡員の派遣を要請する。その他状況に応じて、自衛隊の災害派遣要請を県に依頼する。

2 情報収集・伝達

電力事業者は停電情報を収集し、停電の状況と復旧見込みを市及び防災関係機関と共有するとともに、ホームページ等で停電情報を市民等に広報する。

電気通信事業者は通信障害の情報を収集し、現状と復旧見込みを市及び防災関係機関と共有するとともに、ホームページ等で市民等に広報する。

市（本部班、渉外班）は、住民から提供された停電、通信障害や電柱等の被害情報を電力事業者、電気通信事業者と共有するとともに、停電情報、通信障害の広報に協力する。

道路管理者は、管理道路の被害や障害物の状況を市、電力事業者、電気通信事業者等と共有する。

3 電源車等の運用

(1) 非常電源の稼働状況の把握

市（本部班、施設班）は、重要施設の非常電源整備状況リストに基づき、市内の各施設の非常電源の稼働状況、電源車等の配備状況等を収集し、国、県、電力事業者と共有する。また、非常電源の燃料が不足する場合は、経済産業省、千葉県石油協同組合、燃料供給に関する災害協定企業等へ燃料補給を要請する。

(2) 電源車等の確保、運用

市（本部班、施設班）は、長時間の停電となり電源が不足する重要施設の機能維持のため、電力事業者、災害協定団体等へ電源車、給電車、発電機、燃料等の提供及び輸送を要請し、当該重要施設に供給する。

4 電力・通信の早期復旧

電力、通信の早期復旧のため、電力事業者、電気通信事業者、道路管理者、自衛隊災害派遣部隊等が連携した迅速な復旧工事を推進する。

(1) 復旧計画・体制確保

電力事業者、電気通信事業者は、市があらかじめ提供した優先復旧重要施設リストに基づき、復旧計画を策定する。

〈優先復旧すべき重要施設〉

- | | |
|---|----------------------------|
| ア | 生命の危険に直結する医療施設や福祉施設 |
| イ | 指定避難所として開設されている施設 |
| ウ | 災害対応の中核機能となる市災害対策本部が存在する施設 |
| エ | 上下水道施設をはじめとするライフライン施設 |

計画に当たっては、道路管理者（土木班、山武土木事務所、印旛土木事務所）と連携して被災道路の復旧及び道路障害物の除去と電力復旧を一体的に進めるよう調整する。

(2) 道路障害物の除去

道路管理者は、電力施設、電気通信施設の復旧作業のため通行する道路の障害物について電力事業者、電気通信事業者と協力して除去する。

市（本部班、土木班）は、自衛隊災害派遣部隊、山武市建設業災害対策協力会等に、倒木等の障害物除去作業を要請する。除去した障害物の移動先は道路管理者が指示し、必要に応じて災害対策基本法第76条の6により他人の土地を一時使用して仮置きする。

(3) 調整会議

電力事業者、電気通信事業者は、市、道路管理者、自衛隊災害派遣部隊、関係団体等と、復旧計画の進捗状況、今後の活動予定、復旧の課題等に関する調整会議に参加し、情報を共有する。また、国、県が開催する調整会議とも連携し、情報連絡員を通じて情報を共有する。

5 被災者支援

市は、停電が長期化した場合、被災者等への各種支援を行う。

(1) 携帯電話充電サービス

本部班は、停電が長期化する場合、避難所、市管理施設等に充電用のスペース、充電器材を設置し、携帯電話充電サービスを行う。設置に当たっては、災害協定団体に、充電器、発電機、電源供給車、バッテリー等の借用を要請する。

(2) 入浴支援

市民班は、停電、断水の長期化によって入浴ができず、市民生活及び衛生上の問題があると判断する場合、次の手段により入浴を支援する。また、入浴支援に当たっては、事前に入浴場所、時間等を広報するほか、自主防災組織、消防団、防災士、ボランティア等にサポートを要請する。

ア 入浴施設の活用

入浴施設の稼働状況を踏まえ、施設管理者に入浴支援を要請する。

- ① 市内、近隣の宿泊施設、入浴施設との協議
- ② 入浴施設との災害時応援協定の活用
- ③ さんぶの森元気館の活用（発電機活用）

イ 自衛隊災害派遣の活用

停電、断水等が長期化する場合は、自衛隊災害派遣部隊に仮設入浴場の設置を要請する。この場合、市役所駐車場、あららぎ館、松尾 I T 保健福祉センター、蓮沼交流センター等を候補地とする。

(3) 洗濯所の開設

帰宅困難者対策班は、停電、断水の長期化によって洗濯が困難となり、市民生活及び衛生上の問題があると判断する場合、県から管理委託された洗濯機等を活用した洗濯所の開設を行う。

洗濯所は避難所付近とし、利用者のプライバシー等を確保するとともに、関係機関に電力、水の供給を要請する。

(4) 公共施設等の水道開放

各班は断水時に水道の利用が可能な管理施設について、当該施設の水道やシャワーを被災者に開放することを検討する。また、関係機関に対しても同様のサービスの提供を要請する。

(5) 熱中症予防

夏季の停電による熱中症を予防するため、注意喚起や予防措置（水分補給、風通し等）を広報する。また、冷房を配備した避難所を利用するよう要配慮者等呼びかける。